


令和3年10月12日（火）
帯広市男女共同参画市民懇話会 資料2

多様な性に関する論点整理



論点2-1

どのような取り組みが必要と考えるか。

取り組みの現状

■相談・普及啓発・交流機会

他都市の事例	帯広市の取り組み
電話相談の開設	「心とからだの健康相談」の電話番号について、多様な性に関する職員ガイドラインに掲載し、ホームページで公開している。
相談窓口の設置・紹介、相談会の実施	多様な性に関する職員ガイドラインに、関連する相談窓口の一覧を掲載し、ホームページで公開している。
市民向け講座やパネル展の開催、啓発資料の作成	多様な性をテーマとした男女共同参画講座を年1回開催しているほか、男女共同参画情報誌において、特集記事を掲載した。
事業者への協力要請、研修会の開催、ガイドブックの作成	事業者等における対応の参考となるよう、多様な性に関する職員ガイドラインをホームページで公開している。
当事者と行政の情報交換会の開催	多様な性に関する職員ガイドラインの策定に当たり、当事者の方々の意見や助言をいただいた。また、パートナーシップ制度や関連施策について、アンケートにご協力いただいたところ。

■医療・福祉

他都市の事例	帯広市の取り組み
救急搬送時のパートナーへの病状説明、救急車への同乗	救急搬送時には、家族や関係者と同様にパートナーへ状況の説明を行い、救急車への同乗も可能としている。
生活保護における同一世帯の認定	同一の住居に居住し生計を一にしている者は、性別や続柄に関わらず、同一世帯員として認定する。
同一世帯としての国民健康保険への加入	住民票の世帯ごとに世帯主が手続きを行えば、パートナーと同一世帯として、国民健康保険に加入することができる。
被保険者証の通称表記、性別の裏面表記（国保・介護）	被保険者からの申し出により、表面の氏名は通称名表記、性別は裏面表記とし、裏面備考欄に戸籍上の氏名・性別を記載する。

■医療・福祉

他都市の事例	帯広市の取り組み
保育所等や学童保育における保護者と同等の取り扱い	通常送迎している保護者以外の方がお迎えに来る場合、事前に保育所に連絡をすることにより児童の引き渡しを可能としている。
身体・知的障害者と生計を一にするパートナーが所有する軽自動車税の免除	障害者と生計を一にする同居者が所有する軽自動車を、もっぱら障害者のために運転する場合は、続柄に関わらず、軽自動車税の免除対象としている。
LGBT等を対象とした自殺予防のための普及啓発	LGBT等に特化してはいないが、自殺予防のためのパネル展やホームページでの啓発、相談窓口をまとめたハンドブックを配布している。また、メンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」をホームページに公開し、相談窓口の案内も行っている。

■住宅

他都市の事例	帯広市の取り組み
住宅の取得補助や利子補給における家族と同等の取り扱い	住まいの改修助成金やスマイル住宅補助金などの制度について、所得制限や補助対象住宅等の対象要件を満たしていれば、性別や続柄などに関わりなく利用できる。

■学校

他都市の事例	帯広市の取り組み
教員研修や出前講座の開催	夏季研修講座にて、性の多様性に係わる現状や、社会の動静、学校現場での児童生徒への対応について、様々な立場からお話しをいただき、見識を深める講座を実施した。
制服や体操着、更衣室やトイレの利用に関する配慮	制服については、一部の学校で性別に関わらず選択できる。また、更衣室やトイレの利用については、様々なケースがあるため、必要に応じ個別に学校へ相談いただくこととしている。

■その他の行政サービス・手続き

他都市の事例	帯広市の取り組み
同一世帯としての 住民登録	パートナーを住民票上の同一世帯として住民登録する場合、世帯主との続柄を「同居人」と記載する取扱いを行う。
性別記載欄の削除	法令等に基づく場合など合理的な理由がある場合を除き、申請書の様式等の性別記載欄を原則廃止とし、様式の見直しなどに取り組んできている。
市民霊園や合葬墓の 利用、墓地の使用権 の承継	戸籍・住民票などで同一の住所であり、かつ、他の家族の同意があれば、パートナーと同じ墓地への埋葬や、墓地の承継を可能としている。
犯罪被害者等の支援 における家族・遺族 と同等の取扱い	犯罪被害者等の家族及び遺族に対する相談対応、情報提供などの支援について、パートナーやその子供についても同等の取扱いを行うこととしている。

■市職員向け

他都市の事例	帯広市の取り組み
職員ガイドラインの策定	多様な性に関する正しい知識の普及と、窓口や職場など様々な場面における望ましい対応の定着をはかるため、具体的な対応例などを示した「多様な性に関する職員ガイドライン」を策定した。
多様な性に関する職員研修の実施	新規採用職員を対象に、多様な性に関する職員ガイドラインなどについて研修を実施してきている。

■現時点で対応していない事項

- SNSを活用した相談対応
- 多様な性に関する啓発活動の表彰
- 事業者への協力要請、研修会の開催、ガイドブックの作成
- LGBTフレンドリー企業の認定
- 多様性を尊重する都市宣言
- 支援者マークの普及促進
- 当事者や支援者等の交流会の開催、当事者の交流スペースの設置
- 市営住宅における同居親族と同等の取り扱い
- 避難所における性別記載や施設利用に関する配慮
- 税証明の申請における同居親族と同等の取り扱い
- 福利厚生制度における配偶者と同等の取り扱い

他都市における取組体系

福岡市

性的マイノリティを身近な存在、多様な存在として認識し、お互いを尊重し合いながら、多様性を認め合う共生社会の実現を目指す

- 支援事業・・・当事者や家族等への直接的支援
(パートナーシップ宣誓制度、専門相談電話、交流事業、災害時の配慮)
- 教育・啓発事業・・・多様性が尊重される環境づくり
(講演会・シンポジウム、啓発リーフレット、
情報発信・企業の取組等の可視化、学校教育における取組)

横須賀市

差別や偏見のないまち、いのちを大切にするまちを目指す

- まもる・・・相談者の人権を守る
(相談体制の充実、孤立の防止、暮らしやすさの保障)
- ささえる・・・相談体制を整える
(研修体制の充実、情報収集の充実)
- はぐくむ・・・正しい知識を伝える
(周知・啓発活動の推進、学校教育における啓発)
- つなげる・・・関係機関との連携に努める
(関係機関との連携、庁内連絡会の開催)

議論のポイント

今後、どのようなことに留意して、取り組みを進める必要があると考えるか。

【例】

- 当事者の意見やニーズの尊重
 - 目指す理念や目標の明確化
 - 多様な性に関する正しい知識や理解
 - 企業や関係機関・団体との連携・協力
 - 市役所における取り組みの率先垂範
 - パートナリシップ制度の効果の明確化
- など